香川県条例第18号

香川県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例

香川県森林整備・林業再生基金条例（平成21年香川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	附　則 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。